

公 示 日 : 2022 年 8 月 24 日 (水)

調達管理番号 : 22a00491

国 名 : ガーナ

担 当 部 署 : 経済開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム

調 達 件 名 : ガーナ国稲作生産性向上プロジェクト (マーケティング)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : マーケティング
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2022 年 10 月上旬から 2022 年 12 月中旬
- (2) 業務人月 : 現地 : 1.00 人月、国内 : 0.50 人月、合計 1.50 人月
- (3) 業務日数 : ・国内準備 5 日、現地業務 30 日、国内整理 5 日
・現地業務期間等の具体的条件については、「10. 特記事項」を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 2022 年 9 月 7 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 電子データのみ

➤ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2022 年 4 月)」の「別添資料 11 業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き」

https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html

個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出 5 営業日前までに所定の競争参加資格申請書の提出が必要です。

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限 (時刻) までにその旨をお電話で 03-5226-6608 まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡

がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2022年9月20日（火）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点
- (計 100 点)

類似業務経験の分野	マーケティングに係る各種業務（コメバリューチェーン関連であれば望ましい）
対象国及び類似地域	ガーナ及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：黄熱、COVID-19（ワクチン接種証明書）

6. 業務の背景

ガーナ共和国（以下、「ガーナ」という。）の農業セクターにおいて、コメはメイズに次ぐ主要作物（主食）であり、国内の米生産量は2004年～2015年の間に年間24万トンから64万トン、2020年には98万トンまで急増している。同時に国内のコメ消費量は近年の人口増加、都市化、食習慣の変化によりその生産量を超えて急激に伸びており、国民1人当たりの年間消費量は2012/13年の24kgから2016/17年には35kgに増加、2020/21年には45kgに達しようとしており、国内生産量が消費量に追い付かない状況にある。そのためコメ自給率は47%（2017年）から43%（2020年）に低下し、食糧安全保障および外貨確保の観点から、コメの自給率の向

上はガーナ政府の主要課題の一つとなっている。

このためガーナ政府は、農業分野の旗艦戦略として 2017 年に策定した「Planting for Food and Job (PFJ) 政策」においてコメを優先的戦略作物の一つと定めその生産性向上等に向けた取り組みを推進している。また、コメ生産量の倍増により自給達成を目指す「国家稲作開発戦略 2 (NRDS2:National Rice Development Strategy-2)」(2019 年～2030 年)も策定中である。

かかる状況の下、我が国は技術協力プロジェクト「天水稲作持続的開発プロジェクトフェーズ 2 (以下「天水 2」という)(2016 年-2021 年)」及び「ポン灌漑地区における小規模農家市場志向型農業支援・民間セクター連携強化プロジェクト(以下「MASAPS-KIS」という。)(2016 年-2021 年)」を中心にガーナにおけるコメの生産性向上に貢献してきた。

これらの我が国協力に対してのガーナ政府の評価は高く、両プロジェクトの終了後において天水、灌漑稲作技術の普及を一層推進するべく「ガーナ稲作生産性向上プロジェクト (GRIP)」(以下、「本プロジェクト」という。)が要請された。2つの先行案件では灌漑・天水双方の改良稲作技術の開発・普及手法の確立に取り組んだが、本プロジェクトはその面的拡大のために効果的かつ持続的な普及体制の構築に取り組むものである。

JICA は 2020 年 10 月から 12 月にかけて基本計画策定調査を実施し、2021 年 12 月に R/D を締結した。食糧農業省 (MOFA: Ministry of Food and Agriculture) およびガーナ灌漑開発公社 (GIDA: Ghana Irrigation Development Authority) を C/P 機関とし、協力期間は 2022 年 3 月から 2027 年 3 月までの 5 年間である。協力期間のうち開始後 1 年以内に詳細計画を策定し、2 年目以降が本格活動実施フェーズとなる。

先行案件である MASAPS-KIS では、Smallholder Horticulture Empowerment & Promotion (SHEP) アプローチに基づき、市場志向型農業を促進するために、Smallholder Rice Empowerment & Promotion (SREP) が実施された。具体的には、農業活動・収支記録簿の活用促進及びマーケティングに関する研修、コメバリューチェーンのステークホルダーミーティングの開催、モデル水利組合の収益向上のための活動計画作りなどが実施された。ただし、農家の行動変容や収支の変化等についての調査は実施されておらず、研修成果は未確認である。

もう一つの先行案件である天水 2 では、州及び郡農業局員・普及員に対して TOT (Training of Trainers) や農家研修を実施した。普及ガイドラインや教材には、マーケティング・営農・バリューチェーン・民間連携の推進などが含まれている。両先行プロジェクトサイト及び新規灌漑・天水稲作対象地域においてベースライン調査を実施する予定であり、調査結果に基づき、灌漑地区・天水稲作地域を対象とした営農研修の内容点検、及び必要に応じて研修内容や教材の改定が必要となる。

また、これまで民間連携によるマーケティングの事例が先行プロジェクト活動、GRIP 事前情報収集調査などで確認されている。イースタン州では、精米業者と農家グループを関連付けて支援する活動（Commodity Satellite Market）が実施されており、同州内の郡レベルでは、コメをパッケージ・ブランド化することで販路拡大を狙っている。新規対象灌漑地区であるウエタ灌漑地区（WIS）では、現地民間企業が農家へ認証種子や肥料などを支援し生産物を買上げるほか、WIS の種子農家から認証種子を購入するなどの活動を行っている。認証種子に関しては MASAPS-KIS で生産支援を行ってきたが、認証種子の使用率を向上させるためには、その生産面のみならずマーケティングの強化が重要となる。本プロジェクトでは WIS で実施されている民間連携の促進を通じて、認証種子需要を拡大させることを検討している。また同時に、輸入米への依存低減のため、国産米の需要拡大を狙ったキャンペーンなども検討中である。

本専門家の派遣目的は、これまでに先行案件などで実施されてきたマーケティング・SREP・民間連携などの活動を整理し、プロジェクトで実施するベースライン調査結果の分析を行い、民間連携を含むコメマーケティング分野に関する活動計画を策定することにある。よって、民間連携を含むコメマーケティングに関する専門性を有する短期専門家の派遣を要請するものである。

7. 業務の内容

本業務従事者は、本プロジェクトで計画されている詳細計画の最終化を視野に、プロジェクト全期間のマーケティング分野に関する活動計画を策定する。

具体的な業務内容は以下のとおり。

（1）国内準備期間（2022 年 10 月上旬）

- ① JICA アフリカ地域稲作マーケティングに関する関連プロジェクト報告書、他ドナーが実施する類似プロジェクト等の資料、関連報告書、ガーナ政府作成の関連報告書、学術論文等から、ガーナにおけるコメバリューチェーン及びマーケティングの現状と課題を把握する。また、これまで日本が実施してきた同分野の協力概要と先行案件で作成されたガイドラインおよび研修教材等を把握する。
- ② JICA 経済開発部及びガーナ事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ③ 業務計画書（和文）及びワークプラン（英文）を JICA 経済開発部へ提出・説明する。

（2）現地業務期間（2022 年 10 月中旬～2022 年 11 月中旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA ガーナ事務所、農業食糧省作物サービス局（DCS: Directorate of Crop Services）および GIDA にワークプランを提出し、業務計画の説明を行う。
- ② ガーナ政府や GIZ など他ドナーによるガーナの稲作関連プロジェクトにおけるマーケティングの活動（民間連携を含む）を調査する。
- ③ JICA 先行プロジェクト（天水 2 および MASAPS-KIS）におけるマーケティング・SREP・民間連携・コメバリューチェーンに関する状況（関連教材の点検も含む）を調査し、GRIP において民間連携含むマーケティング活動を促進するための教訓を抽出する。
- ④ 先行案件サイト及び新規対象地区で実施予定のベースライン調査結果を分析し、必要があれば天水稲作地及び灌漑稲作地において追加で調査を実施し、マーケティング・SREP・民間連携・コメバリューチェーンに関する問題分析を実施する。
- ⑤ ポン灌漑地区（Kpoing Irrigation Scheme:KIS）及びウエタ灌漑地区（Weta Irrigation Scheme: WIS）を訪問し、灌漑地区関係者（灌漑事務所職員・普及員）、水利組合員、仲買人、精米所、民間資材業者、仲介業者協会員などに対して聞き取り調査を行い、コメバリューチェーンの把握及びマーケティング活動に係る事例を収集する。
- ⑥ KIS 及び WIS では認証種子生産・販売活動を実施していることから、粳や精米に加えて、認証種子のマーケティングに関しても特に両灌漑事務所長（Scheme manager）から具体的事例を収集し、本プロジェクト対象の灌漑地区による認証種子生産計画に含まれる販売戦略を提案する。
- ⑦ 先行案件対象地を含む天水稲作サイト（アシャンティ州・イースタン州・郡農業局）を訪問し、農業局関係者、仲買人、精米所、民間資材業者などに対して聞き取り調査を行い、コメバリューチェーンの把握及びマーケティング・ブランディング化に係る事例を収集する。
- ⑧ DCS など食糧農業省関連部局より、Planting for jobs 政策・NRDS2(ドラフト)のマーケティングに関連する政策や AGRA の支援により過去に実施された Eat Ghana Rice Campaign など国産米消費促進活動に関連する情報を収集し、本案件で実施予定の国産米消費促進キャンペーンに関する活動案を提案する。
- ⑨ 長期専門家および C/P と協働し、プロジェクト全期間のマーケティングに関する活動案を策定する。
- ⑩ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を作成し、JICA ガーナ事務所、各 C/P 機関に提出し、報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2022 年 11 月下旬～12 月上旬)

専門家業務完了報告書 (和文) を作成し、JICA 経済開発部に報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、専門家業務完了報告書の提出期限は 2022 年 12 月 5 日とする。

(1) 業務計画書 (和文)

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために提出する。業務の具体的内容 (案) などを記載。

電子データ (JICA 経済開発部、JICA ガーナ事務所)

(2) 業務ワークプラン (英文)

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために提出する。業務の具体的内容 (案) などを記載。

英文 2 部 (JICA ガーナ事務所、C/P 機関へ各 1 部)

電子データ (JICA 経済開発部)

(3) 現地業務結果報告書 (英文)

現地派遣期間中に実施した業務内容を関係者に報告するために提出する。担当業務における残された課題と今後必要な取り組みを盛り込むこと。

英文 3 部 (JICA 経済開発部、JICA ガーナ事務所、C/P 機関へ各 1 部)

(4) 専門家業務完了報告書 (和文)

現地派遣期間中／国内作業期間中の業務報告書 (和文) を提出し報告する。

和文 2 部 (JICA 経済開発部、JICA ガーナ事務所へ各 1 部)

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン (2022 年 4 月)」の「IX. 業務実施契約 (単独型)」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇄ドバイ⇄アクラを標準とします。

(2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務日程は 2022 年 10 月 17 日～2022 年 11 月 15 日を予定しています。なお、現地業務日程の詳細は 2022 年 8 月 17 日公示の短期専門家（ジェンダー主流化）と調整のうえ決定いたします。（地方出張などは現地業務日程が重複する期間内に実施することを想定しております。）

② 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです。

ア) チーフアドバイザー／稲作技術（長期派遣専門家）

イ) 水利組合支援（長期派遣専門家）

ウ) コメセクター／稲作政策（長期派遣専門家）

エ) 農業普及（長期派遣専門家）

オ) 業務調整／研修管理（長期派遣専門家）

カ) ジェンダー主流化（短期派遣専門家）

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

プロジェクト専門家チームが必要に応じアレンジいたします。

カ) 執務スペースの提供

GIDA KIS 内における執務スペース提供（ネット環境有）

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第二グループ第 4 チームから配付しますので、edga2@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

当該案件

- ・「ガーナ稲作生産性向上プロジェクト (GRIP)」R/D(写)

先行案件

- ・「天水稲作持続的開発プロジェクトフェーズ 2」業務完了報告書(2021)
- ・「天水稲作持続的開発プロジェクトフェーズ 2」プロジェクト対象地におけるコメのバリューチェーン、ジェンダー、栄養に係る簡易調査報告書(2017)
- ・「ポン灌漑地区における小規模農家市場志向型農業支援・民間セクター連携強化プロジェクト」プロジェクト業務完了報告書 (英版) (2021)
- ・「ポン灌漑地区における小規模農家市場志向型農業支援・民間セクター連携強化プロジェクト」業務調整/市場志向型農業専門家業務完了報告書 (2021)
- ・「ポン灌漑地区における小規模農家市場志向型農業支援・民間セクター連携強化プロジェクト」KIS コメ農家の資金調達・販売状況報告書(2021)
- ・「ポン灌漑地区における小規模農家市場志向型農業支援・民間セクター連携強化プロジェクト」/国産米・輸入米についての需要調査：ガーナの事例 (東京大学川田准教授 2020)

- ② 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程 (2022 年 4 月 1 日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則 (2022 年 4 月 1 日版)」

イ) 提供依頼メール

- ・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」
- ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ガーナ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上